第七百十四号

令和· (月曜日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退………… 公 告 目 告 示 次 畜 (保健衛生課) … 一 (障害福祉課) (構造政策課) 同同同 政 産 同 課 課) :: : ≡ : :

○除雪車両の購入に係る一般競争入札……………………

○右

示

青森県告示第二十八号

条第一項の規定により令和五年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項 青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二

月二十二日

四 ラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 た者の延べ数を乗じて得た額 を乗じて得た額 数を乗じて得た額 ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ り間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 五百六円に医療機関で一〇〇ミリメートルミ 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートル 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受け 四百五十四円に医療機関でレンズカメラによ 基 準 額 康診断に要する経費 の規定により行う定期の健 症の予防及び感染症の患者 号) 第五十三条の二第一項 に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四 学校又は施設の長が感染 補 助 対 象 経 費

青森県告示第二十九号

(会計管理課)

: 四 : :

四

医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療機関 (育成医療及び更生 (平成十七年法律第

令和六年一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎 の規定により告示する。

令和六年一月二十二日

欄に掲げる補助対象経費 補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額 補助金の算定の基礎となる額は、 (補助金の交付の対象となる経費をいう。 次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、 青森県知事 宮

)の実支出額又は

同表の下

下

宗

郎

いずれか少ない方の額とする。

名

称

		名
	ー調剤薬局ときわ	称
	南津軽郡藤坊	所
	崎町常盤字富田二	在
	一の三元五	地
	六令 · 和 · 一	年指 月 日定
_		

青森県告示第三十号

生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和六年一月二十二日

 所
 在
 地
 年月日

 青森県知事
 宮
 下
 宗一郎

崎町常盤字富田三	在
一の一元五	地
· 令 · 和 · ·	年指 月 日定
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	細川薬局
	十和田市稲生町一五の九
}	七令

_モ令 モ モ 三 三

# 青森県告示第三十一号

より公表する。
収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定に第五十六条第一項の規定により令和五年十一月十日、同年十二月七日及び同月十二日飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

令和六年一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の 9	JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	製造事業場等の 名称及び所在地
同左	同左	同左	同左	同左	収去場所
マル中印 ブロイラー肥育後 期用配合飼料 中部Dゴール СМ	開拓たくみ仕上05	くみあい配合飼料 たまご工房 D X	くみあい配合飼料 新胡四王3号	くみあい配合飼料 新胡四王2号	飼料の名称
5.12	5.12	5.11	5.11	5.11	製造(輸入)年月
粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	裁 験 項 目
津	津	津	津	津	違反の有無及び 違反の内容

寺牛

惠

三戸郡一

言 町

か三 四戸 筆郡

三戸町大字豊川字上川原九八ほ

工藤

了

南津軽郡田舎館村

南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田七

会社よしだや農業生産法人株式

三戸郡三戸町

の一ほか四筆三戸郡三戸町大字斗内字上別当沢三二

氏

称

住所又は所在地

賃

借 権

0) 設 定

等 を 受

け る

土 地

賃 名又

借

権 は名 0)

設定等を受ける者

里山ファーム 株式会社あおもり

黒石市

黒石市大字赤坂字西田一○九ほか二

筆

坂本

淳

三戸郡南部町

一三戸か郡

一筆三戸町大字川守田字橋ノ下五の

中川

史也

五所川原市

中川

史也

五所川原市

五所川原市大字松野木字松本二一八ほ

五所川原市大字神山字霰走三○八ほか

7.7 7.11	がい。
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の 6
同左	同左
日清丸紅印成鶏用配合飼料 KP16	IC あべはん仕上
5.12	5.12
粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分
進	淮

## 告

# 農用地利用集積等促進計画の認可

同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。 項の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律 農用地利用集積等促進計画を令和六年一月二十二日認可したので、 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第

令和六年一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎

十和田市大字三本木字本金崎一八九	十和田市	佐々木 太郎
日か一筆 十和田市大字三本木字上平二三五の一	十和田市	米田宏幸
十和田市大字三本木字上平二三四の三	十和田市	米田 宏幸
五年五所川原市大字松野木字蓑捨八七ほか	五所川原市	中川 史也

# 地域森林計画の公表

第七項の規定により公表する。 計画区に係る令和六年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、下北森林

水産部に備え置いて縦覧に供する。 当該地域森林計画は、 青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林

令和六年一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、 同法第六 東青森林

地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

# 地域森林計画変更の公表

条第七項の規定により公表する。 なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局

地域森林計画変更の公表

令和六年一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

地域森林計画変更の公表

条第七項の規定により公表する。 計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、 同法第六 津軽森林

域農林水産部及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。 当該変更後の地域森林計画は、 青森県農林水産部林政課、 中南地域県民局地

令和六年一月二十二日

青森県知事 宮 下

宗

郎

(七) (六)

第六条第七項の規定により公表する。

森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、三八上北

域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。 なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、三八地域県民局地

令和六年一月二十二日

青森県知事 下

宮 宗

郎

除雪車両の購入に係る一般競争入札

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

令和六年一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗

郎

般競争入札に付する事項

- 1 特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。 次に掲げる物品(以下「調達物品」という。)に係る一連の調達とする。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続
- 除雪グレーダ (四・〇メートル級)
- 除雪トラック(七トン級、 アングリングプラウ、路面整正装置付 台
- 除雪トラック(七トン級、 ワンウェイプラウ、 路面整正装置付) 台
- ロータリ除雪車(二・二メートル、 二百二十キロワット級)
- 除雪ドーザ 一台 (十四トン級、 車輪式、 サイドスライドアングリングプラウ付)

 $(\overline{H})$ (四)  $(\equiv)$  $(\Box)$ 

- 除雪ドーザ (十四トン級、 車輪式、マルチプラウ付) 台
- 除雪トラック(七トン級、 アングリングプラウ、 路面整正装置付) 一台
- $(\mathcal{N})$ 除雪トラック(七トン級、 アングリングプラウ) 一台
- 凍結防止剤散布車(三トン級、二・五立方メートル) 一台
- 2 調達物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による
- 右に掲げる一から仇までの調達物品ごとにそれぞれの入札とする。
- 4 調達物品のうち出及び比に掲げるものにあっては、県所有の物品との交換契約
- $\stackrel{-}{=}$ 納入期限

同法

による。

令和七年三月十四日

三 納入場所

調達物品それぞれの入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号 (物品等の競争入札参加資格) の 一
- 3 札の時までの間に、受けていない者であること。 事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契 一十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知 (平成十二年一

- 4 知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること 名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、 (既に 指
- 5 した者であること。 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明
- 6 ていることを証明した者であること。 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され
- Ŧi. 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- いて、次に従い、それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、 四に定める資格を有することにつ
- 提出時期等
- れに応じなければならない。 の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、こ 日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年二月九
- ○の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ
- ないものとする。
- ①の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七—七三四—九一〇四

4 提出部数

入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、 契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

入開札の日時及び場所

〇一七—七三四—九一〇四

七

1

それぞれの入札説明書による。) の1の調達物品のうち、 〇、 伍及び 穴については、 令和六年三月七日 (時間

> 月六日 一の1の調達物品のうち、 (時間は、それぞれの入札説明書による。  $(\overline{\Xi})$ (四) (七) 八及び仇については、令和六年三

2

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

九

月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。 入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三

契約書の取り交わしの時期

+

- 落札決定の日から七日以内に契約を締結する
- 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四
- <u>+</u> 落札者の決定方法

限の範囲内で、最低の価格(交換にあっては、交換差金に係る最低の価格)をもっ されていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制 て有効な入札を行った者を落札者とする。 入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満た

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、それぞれの入札説明書による。

十三 入札書記載金額

る金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、 てた金額)をもって落札金額とするので、 る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す 見積もった契約希望金額の百十分の百に相当す 入札者は、 消費税に係る課税事業者であ

## 十四四

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

ω

0

S

o u

8

Ħ

Ф

 $\mathbb{B}$ 

 $\vdash$ 

する。

3 その他 詳細は、 それぞれの入札説明書による。

SUMMARY N a t u а n d п а Ħ t i У 0  $\leftarrow$ þ Ф Þ ч

0

р

С

- $\Theta$ 0 (2) Þ r c h S Ħ 0 Re Ħ < а G н а Д
- (G Þ c h d e Le e ) s u t h : 4. 0  $\leq$ e t e r s -C1 a s s )
- (O) 0 0 rating (1) n S 0 W ₩ le ig Ħ Ф m o þ t .. < 7 а Tons-C  $\vdash$

Wit (P10 Ħ Д S rfa Ф  $\vdash$ P 1 o v e l i n w ) OΩ  $\Box$ Φ < С

q ) rcha ¥ s e) рe Αn ØΟ Ħ 970

With rating R o a d S W urfa le ig С þ .. Ф 7 L evelin Tons-C 970 U Φ C e )

P q q rch ₽ ре е) 0 n e-W а Y P 1 o ₩)

0 (2) rу Wi R o р t a +

rcha

se)

2 R 2 K i l 0 wa rу þ .. 1 2 С l a S 12 Ħ w o Ме ħ 1 0 е

(5) Wh 0 e e 1 ratin (1) Ф d  $T_{\rm r}$ Øά With W С 7 e i t o OΔ S Þ i d t : 14 With Ф S 1 T o n S Ħ р 0 е - $^{-}$ C Αn P g 1 i Ħ **07**0

ħ

ф rcha е)

6  $\aleph$ 0 0 r a  $\begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix}$ е Tra Ħ ØΟ With × С e i t o r Ø Multi ٦ With t : 1 4 P 1 o  $\vdash$ S o n s Ħ 0 ₩)  $^{-}$ C P

þ e )

9 With 0 0 (1) $\pi$ р Ħ S gΩ Ħ S × Ľ ₽ r f a Ф ۰.  7 ø Ф þ Ħ Ф + 0 L  $\neg$ а Θ v e l i n 0  $\dashv$ n s - C ч 0,0 U e v i c

> P xchan 0 ×  $\vdash$ Øά Ф Þ u r cÞ 00 Ħ e ) Ħ

- $\otimes$  $\hat{\circ}$ (P1 0 \$ Ту t i n рe  $\Omega$ Ħ 0 × ¥ n A e 1 g Z g l i n e m o .. а P o n
- 0 Anti-F r e Z ב **0**00  $\triangleright$ 079 (P Ħ

9

Ф Ħ а t i 0,0 Ħ Ħ  $\circ$ 0,0 970 < e h а  $\aleph$ c i t y e 1 070 þ .. 0 បា 0  $\circ$ Z Ħ - C С Mete

m e m i t 7  $\leq$ + а 0 С þ e n d 2 0

2

x c

Ħ

**%** Ф

u r c

e )

Ф

2,3,4,  $\Theta$ (3) ∞ , @ 6  $\leq$ С þ 2 0 2 2 4

Ро

n t a

Ħ

f o

þ

Ф

Ħ

С

е

(Plea

s e

refer

t o

t h e

bid manual

f or

Accounts ountin Mana 0,0 Bure gemen + Division

Prefectura Government

Nagashim

JAPAN С ity Aomori 030ω 51

一 丁 森目 番 県号 東 奥 印 刷 青森市第二問屋町三二 (印刷所・販売人) 八式 会社

定価小口 毎週月・水 一枚ニ付十八円九十銭 ·金曜日発行

(発行所・発行 青森市長島一